

令和6年度第8回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年11月5日（火）13時30分～14時30分
2. 開催場所 東金中央コミュニティセンター 2階 講堂
3. 議案
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の承認について 11件
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の承認について 1件
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について 2件
議案第4号 農業経営改善計画について
議案第5号 青年等就農計画について
議案第6号 農用地利用集積計画について
議案第7号 令和6年度第7回総会保留案件について
4. 報告
報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 4件
報告第2号 地目変更登記申請に係る登記官からの照会について 4件
報告第3号 地目変更登記申請に係る登記官からの照会について 2件
5. 出席委員 14名
会長8番吉井亨、1番野口哲由、3番中田好一、4番農宮弘子、
5番平山光子、6番篠崎輝武、7番池田繁雄、9番石井政樹、
10番市原勉、11番斉藤ひろ子、12番子安明宏、13番秋山美徳、
14番片岡孝、15番戸田敏一
6. 欠席委員 2番細谷修
7. 事務局 池田事務局長、小川主査
8. 議事録

議長 委員定数15名中、14名出席しておりますので、総会は成立しております。
定足数に達しておりますので、これより令和6年度第8回農業委員会定例総会を開会いたします。それでは議事に入ります。

初めに、議事録署名人の指名であります。本日は、5番平山委員と6番篠崎委員を指名します。両委員、宜しく願いいたします。

また、本日の会議書記には事務局の小川主査を指名します。

なお、発言につきましては、議長の指名後にお願いいたします。審議の過程を詳細に議事録に記録しなければなりませんので、議事の進行にご協力をお願いいたします。

また、個人情報保護の観点から申請者の氏名、住所など個人が特定される発言は

ご遠慮いただくようお願いいたします。

それでは審議に入る前に事務局より本日の議案の説明をお願いします。

事務局　それでは、本日の議案についてご説明申し上げます。議案書の1ページをお願いします。本日の議案は、7議案です。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認については、11件、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請の承認については、1件、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請の承認については、2件、議案第4号、農業経営改善計画について、議案第5号、青年等就農計画について、議案第6号、農用地利用集積計画について、議案第7号、令和6年度第7回総会保留案件についてです。

なお、農地法に係る議案の現地調査につきましては、令和6年10月30日、午前9時より、1班の中田委員、農宮委員、篠崎委員、吉井会長、戸田委員にご出席いただき、実施いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

議長　それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認について審議に入ります。

申請番号1につきまして、戸田委員より意見発表をお願いします。

15番　番号1について説明します。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は、松之郷字関戸の田1筆130平方メートル、畑1筆165平方メートル、合計2筆で面積295平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のためで、特に問題ないものと思います。以上です。

議長　次に、申請番号2及び3につきましても、戸田委員より、関連しておりますので一括して意見発表をお願いします。

15番　番号2及び3について説明します。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は、薄島字南新田の田、1021平方メートル、と薄島字南新田の田、991平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は農業を辞めるため、譲受人は農業経営拡大のためで、特に問題ないものと思います。以上です。

議長　次に、申請番号4につきまして、農宮委員より意見発表をお願いします。

4番　番号4について説明します。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は、上谷字小五郎前の田、2,643平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は老齢により農業経営を縮小したいためです。譲受人は耕作可能範囲に所在することと、農業経営拡大をめざしているためです。営農計画は、水稲です。10月30日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られ

ませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることから、許可相当と判断します。以上です。

議 長 次に、申請番号5につきまして、私より意見発表いたします。

8番 番号5について説明いたします。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は、二又字芳添の田、238平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は農業経営の縮小、譲受人は農業経営の拡大のためです。営農計画については、水稻の作付けを予定しています。10月30日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることから、許可相当と判断します。以上です。

議 長 次に、申請番号6につきまして、中田委員より意見発表をお願いします。

3番 番号6について説明いたします。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は、家徳字長十郎野の田、3筆、4、436平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は高齢化による農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のためです。営農計画については、水稻の作付けを予定しています。10月30日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることから、許可相当と判断します。以上です。

議 長 次に、申請番号7につきまして、戸田委員より意見発表をお願いします。

15番 番号7について説明します。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は、求名字相之道の畑、718平方メートルの農地です。申請理由は、譲受人は農業経営拡大のため、特に問題ないものと思います。以上です。

議 長 次に、申請番号8につきまして、農宮委員より意見発表をお願いします。

4番 番号8について説明します。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は、大沼田字沼田前、広田、赤早稲田、関沼、川間、の田、9筆、5、348平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は後継者もなく、経営規模を縮小して行くためです。譲受人は農業経営拡大のためです。営農計画においては、水稻を予定しています。10月30日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることから、許可相当と判断します。以上です。

議 長 次に、申請番号9につきまして、私より意見発表いたします。

8番 番号9について説明いたします。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は、下武射田字大正の田、4筆、合計4,302平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は高齢のため農業経営の縮小、譲受人は農業経営の拡大のためです。営農計画については、水稻の作付けを予定しています。10月30日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることから、許可相当と判断します。以上です。

議 長 次に、申請番号10につきましても、私より意見発表いたします。

8番 番号10について説明いたします。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は、下武射田字関の畑、985平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は遠方に住んでいて管理できないため、譲受人は農業経営の拡大のためです。営農計画においては、落花生の作付けを予定しています。10月30日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることから、許可相当と判断します。以上です。

議 長 次に、申請番号11につきまして、中田委員より意見発表をお願いします。

3番 番号11について説明いたします。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は、家徳字中横宿の田、66平方メートル及び同字の畑、1,057平方メートルの合計2筆、1,123平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は農業経営縮小のため、譲受人は新規就農のためです。営農計画は、果樹、柿、栗の作付けを予定しています。10月30日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることから、許可相当と判断します。以上です。

議 長 担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補足説明を求めます。

事務局 議案書の4ページから6ページをお願いいたします。

申請番号1は、売買による所有権移転の申請です。場所は、松之郷の願成就寺の北、約400メートルに位置しています。譲渡人は農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のため、売買することとなったものです。作付作目は、オリーブです。3条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われま

申請番号2及び3は、妹から兄への贈与による所有権移転の申請です。場所は、

正気小学校の南東、約400メートルから500メートルに位置しています。譲渡人はそれぞれ農業を辞めるため、譲受人は農業経営拡大のため、贈与することとなったものです。作付作目は、水稻です。3条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われま

す。申請番号4は、売買による所有権移転の申請です。場所は、上谷の飯島寺の南東、約200メートルに位置しています。譲渡人は高齢化による経営規模縮小のため、譲受人は農業経営拡大のため、売買することとなったものです。作付作目は、水稻です。3条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われま

す。申請番号5は、売買による所有権移転の申請です。場所は、第3保育所の南西、約500メートルに位置しています。譲渡人は農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のため、売買することとなったものです。作付作目は、水稻です。3条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われま

す。申請番号6は、売買による所有権移転の申請です。場所は、東金アリーナの北東、約500メートルに位置しています。譲渡人は高齢化による農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のため、売買することとなったものです。作付作目は、水稻です。3条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われま

す。申請番号7は、売買による所有権移転の申請です。場所は、求名駅の東、約300メートルに位置しています。譲渡人は高齢化による農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のため、売買することとなったものです。作付作目は、芝です。3条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われま

す。番号8は、売買による所有権移転の申請です。場所は、大沼田農業協同館の北西、約500メートルから南東、約600メートルの範囲に点在しています。譲渡人は高齢化による農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のため、売買することとなったものです。作付作目は、水稻です。3条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われま

す。申請番号9は、売買による所有権移転の申請です。場所は、千葉県警察学校の北、約500メートルに位置しています。譲渡人は高齢化による農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のため、売買することとなったものです。作付作目は、水稻です。3条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われま

す。申請番号10は、売買による所有権移転の申請です。場所は、豊成小学校の北東、約300メートルに位置しています。譲渡人は埼玉県に住んでおり農地を管理できないため、譲受人は農業経営拡大のため、売買することとなったものです。作付作目は、落花生です。3条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われま

す。申請番号11は、売買による所有権移転の申請です。場所は、特別養護老人ホー

ムゆりの木苑の北東、約200メートルに位置しています。譲渡人は農業経営縮小のため、譲受人は新規就農のため、売買することとなったものです。作付作目は、柿、栗です。3条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われまます。

議 長 事務局の補足説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。
議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。出席委員の賛成全員により原案どおり可決されました。
次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請の承認について審議に入ります。
申請番号1につきまして、中田委員より意見発表をお願いします。

3 番 番号1について説明します。本件は、農地法第4条の規定による転用の申請です。申請地は、福俵字丹之内の畑、845.92平方メートルの農地です。転用の目的は、農家住宅1棟及び倉庫1棟の建築です。雨水は敷地内浸透枳にて宅内処理し、汚水は合併浄化槽にて処理後、北東側水路へ放流する計画です。10月30日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請に必要な書類も全て整っており、許可相当と判断します。以上です。

議 長 担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補足説明を求めます。

事務局 議案書の7ページをお願いいたします。

申請番号1は、農家住宅及び倉庫用地を目的とする転用の申請です。場所は、東金九十九里有料道路押堀インターチェンジの南西、約150メートルに位置しています。立地基準につきましては、申請地は、高速道路や自動車専用道路等の出入口から300メートル以内にあることから、第3種農地に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、全額、自己資金により賄う計画となっており、残高証明書が添付されています。

説明は以上です。ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議 長 事務局の補足説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。
議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請の承認について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。出席委員の賛成全員により原案どおり可決されました。
次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請の承認について審議に入ります。
申請番号1につきまして、篠崎委員より意見発表いたします。

6 番 番号1について説明します。本件は、農地法第5条の規定による所有権移転を伴う転用の申請です。申請地は、上武射田字西聖和の畑、981平方メートルです。10月30日に現地を確認したところ特に問題となるようなところはなく、申請書類も揃っていることから、許可相当と判断いたします。以上です。

議 長 次に、申請番号2につきましても、篠崎委員より意見発表をお願いします。

6 番 番号2について説明します。本件は、農地法第5条の規定による賃借権の設定を伴う一時転用の申請です。申請地は、広瀬字五町七反の畑、841平方メートルです。申請理由は、資材置場用地の確保です。申請に必要な書類も揃っており、10月30日に現地を確認したところ、周辺農地への影響も少ないことから、問題ないものと思われれます。以上です。

議 長 担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補足説明を求めます。

事務局 議案書の8ページをお願いいたします。

申請番号1は、売買による所有権移転を伴う転用の申請です。場所は、千葉県警察学校の北東、約400メートルに位置しています。転用の目的は、駐車場及び資材置場用地です。譲受人は、プレス金型の設計、製造業を営んでおります。本件は、社用4トントラック2台分の駐車場と資材置場を確保するものです。立地基準につきましても、申請地は、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、全額、自己資金により賄う計画となっており、残高証明書が添付されています。

申請番号2は、賃借権の設定を伴う一時転用の申請です。場所は、東金アリーナの南東、約300メートルに位置しています。転用の目的は、譲受人が請け負った水道の改良工事の資材置場です。立地基準につきましても、申請地は、農用地区域内にある農地ですが、仮設工作物の設置等一時的な利用に供するために行う事業で

、事業目標達成のために農地を一時的に利用することが必要と認められることから、例外的に許可し得る農地です。所要資金につきましては、全額、自己資金により賄う計画となっており、残高証明書が添付されています。

説明は以上です。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長 事務局の補足説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。

議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請の承認について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。出席委員の賛成全員により原案どおり可決されました。

次に、議案第4号、農業経営改善計画について審議に入りますが、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限に関する案件がございますので、14番片岡委員は退室をお願いいたします。

一時休憩します。

(片岡委員退室)

議 長 再開します。農政課より説明願います。

農政課 それでは第4号議案についてご説明をさせていただきます。

農業経営基盤強化促進法第12条の規定により、意見を求められた案件は再認定7件でございます。別紙1をご覧ください。こちらは北之幸谷の方です。営農類型は水稻です。経営改善につきましては、農地集積による規模拡大を図るものです。機械・施設につきましては、コンバインと乾燥機を取得する予定です。続きまして別紙2をご覧ください。こちらも北之幸谷の方で、営農類型は水稻であり、機械設備の充実により作業の効率化を図るものです。機械・施設につきましては、田植え機と糶摺り機を取得する予定です。続きまして別紙3をご覧ください。こちらも北之幸谷の方で、営農類型は水稻であり、農地集積による規模拡大を図るものです。機械・施設につきましては、トラクターとコンバインを取得する予定です。続きまして別紙4をご覧ください。こちらは前之内の方で、営農類型は水稻であり、機械設備の充実により作業の効率化を図るものです。機械・施設につきましては、コンバインやドローン等を取得する予定です。続きまして別紙5をご覧ください。こちらは北之幸谷の方で、営農類型は水稻であり、機械設備の充実により作業の効率化を図るものです。機械・施設につきましては、トラクターやコンバイン等を取得する予定です。

。続きまして別紙6をご覧ください。こちらは福俵の方で、営農類型は水稲であり、機械設備の充実及び作期分散による作業の効率化を図るものです。機械・施設につきまして、トラクターや田植え機等を取得する予定です。続きまして別紙7をご覧ください。こちらは菱沼の方で、営農類型は水稲であり、農地集積による規模拡大を図るものです。機械・施設につきまして、トラクターや乾燥機等を取得する予定です。

以上、再認定7件の申請内容を説明させていただきましたが、これらの計画内容は、農業経営基盤強化促進法第12条第4項の各要件に該当しておりますのでご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 農政課の説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。
議案第4号、農業経営改善計画について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。出席委員の賛成全員により原案どおり可決されました。
一時休憩します。

(片岡委員入室)

議 長 再開します。
次に、議案第5号、青年等就農計画について審議に入ります。
農政課より説明願います。

農政課 それでは説明をさせていただきます。農業経営基盤強化促進法第14条の4の規定によりまして、意見を求めた案件は新規認定1件でございます。別添の青年等就農計画認定申請書をご覧ください。営農予定日は令和7年2月です。就農地は家之子です。営農類型は施設野菜と露地野菜に取り組みます。おじいさまがイチゴを営農しており、農業経営を継承するとともに新たにインゲンマメの栽培にも取り組む予定です。以上、新規認定1件の申請内容を説明させていただきましたが、これらの計画内容は、農業経営基盤強化促進法第14条の4の各要件に該当しております。また山武農業事務所改良普及課が計画書の作成に携わっていることをお伝えします。
以上、ご審議をよろしくをお願いいたします。

議 長 農政課の説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。
議案第5号、青年等就農計画について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。出席委員の賛成全員により原案どおり可決されました。
次に、議案第6号、農用地利用集積計画について審議に入りますが、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限に関する案件がございますので、4番農宮委員は退室をお願いいたします。
一時休憩します。

(農宮委員退室)

議 長 再開します。
農政課より説明願います。

農政課 議案第6号、農用地利用集積計画についてご説明いたします。別冊の「令和6年第10次農用地利用集積計画(案)」をご覧ください。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律第5条第1項の規定による経過措置により、同法による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「令和6年第10次農用地利用集積計画」についてお諮りします。内容ですが、利用権の設定、5件で、全件、農業経営基盤強化促進法による期間、10年となっています。面積の合計は、26,459平方メートルであります。1ページをお願いします。基盤法による10年の利用権設定の管理台帳です。10-1番は、福岡の認定農業者への新規貸し付けです。10-2番及び10-4番は、大和の認定農業者への新規貸し付けです。10-3番は、豊成の農業者への新規貸し付けとなっております。10-5番、こちらも豊成の農業者への新規貸し付けです。それぞれ、経営規模拡大を図るものです。2ページから8ページは、提出のありました各筆明細書になります。9ページから10ページには利用権の設定を受ける者の農業経営状況を記載しております。こちらは農家台帳の情報を基に作成しておりまして、農作業従事日数、機械の保有状況等について問題ないと思われまます。

利用集積計画による案件は以上となります。宜しく願います。

議 長 農政課の説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。

議案第6号、農用地利用集積計画について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。出席委員の賛成全員により原案どおり可決されました。一時休憩します。

(農宮委員入室)

議長 再開します。
次に、議案第7号、令和6年度第7回総会保留案件の審査について審議に入ります。事務局より説明願います。

事務局 議案書の12ページをお願いいたします。
本件は、前回10月の総会において、農用地利用集積計画の承認1件について、事業者が耕作する他の農地の管理がよくないと聞いているとの話しが出ており、保留案件となったことから、事業者が耕作する他の農地の管理状況について確認してから承認の適否を判断することとなったものです。

確認の状況をご報告いたします。令和6年10月28日、本委員会三役と会長経験者と事務局、農政課で事業者が耕作する他の農地の管理状況について確認をしたところ、市内押堀の畑約1ヘクタールにそばを作付けしており、特に問題となる状況は見られませんでした。また、事業者は、今後も武射田地区において耕作地を広範囲に拡大していくとの話しもあることから、農地を地域の人と協力して適正に管理して、作物を作っていくことが肝要であるとの意見がございました。

以上より、事業者から別紙確約書の提出を条件に本計画案承認の適否をお諮りいたします。以上でございます。

議長 事務局の補足説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

15番 この案件はどうして保留になったのか。

事務局 山武市の耕作地で管理がよくないという話しがございましたので、念のため現地を確認させていただきました。

議長 事業者は山武市が拠点でございます。山武市内でかなり広範囲で耕作していますが、管理が行き届いていないということを聞いております。東金市でかなりの面積を耕作するという事ですので、東金市でもそうならないように前もって確認した訳でございます。

15番 事業者から一筆貰うということですか。

議長 できればそれで地域の人と関わりをもって、適正に管理していただければということですか。

15番 分かりました。

4番 たまたま10月の地目調査の時に、この事業者が耕作している別の畑にそばを蒔いてあるのを見たんですけど、ただ蒔きましたというだけで、あれでは収穫ができないなというところが何枚かあったので、やるからには、きちんとやっていただきたいと思います。

議長 他にご意見等ございますでしょうか。

10番 どこかでやっている実績はあるんですか。

事務局 令和3年から基盤法で押堀で耕作しています。

農政課 基盤法でお貸ししていますが、水稻と畑作物ということで経営しています。

10番 聞いた話ですが、作付けはするけど刈入れはしていないようですが。

農政課 利用権の設定はしていますが、現場の確認まではしていません。地代は発生していますので、収穫しないと経営上は赤字になりますから、ある程度はやっているんだろうと判断しているんですが、現地を見ている訳ではございません。

10番 確かに、荒れているところが少しずつきれいになっていけばいいことなんですけど、ある程度チェックを入れながらなら、OK出してもいいんじゃないでしょうか。

5番 経過観察をしていったらいいのではないかと思います。荒れているところが少しでも良くなることはいいことだと思います。

4番 畑にそばや麦、大豆を植えると補助金は出るんですか。

農政課 国の補助金で、そばとか大豆とか麦とかを植えると、経営所得安定対策でゲタ対策というものがあります。

4番 1反歩いくらですか。

農政課 1反歩、面積払いが2万円、あとは数量払いの方でどれくらい採れたかによって変わってくる部分もあります。

4番 ありがとうございます。

議長 確約書を読ませていただきます。「東金市農業委員会会長宛て、事業者（確約者）所在地、名称㊤、下記のとおり、地域活動に参加することを確約します。記、1. 営農計画について、地元区及び地元区農家実行組合に説明します。また、地域農業の維持発展に関する話し合い活動へ参加します。2. 農道、水路等の共同利用施設の維持管理等に関する取り決めに遵守するとともに、これら施設の維持管理等に協力します。3. 当該地域での鳥獣害対策が行われる場合は、これに協力します。上記のとおり、事業者より説明を受けました。上武射田区下武射田区それぞれ、区長、住所、氏名㊤、農家実行組合長、住所、氏名㊤」ということであります。確約書の内容はこれでよろしいでしょうか。

議案第7号、令和6年度第7回総会保留案件の審査について、別紙確約書の提出を条件として、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。出席委員の賛成全員により原案どおり可決されました。次に、報告第1号から第3号について、事務局から説明願います。

事務局 議案書の13ページから16ページをお願いいたします。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。9月26日から10月25日までに受付した案件は4件です。いずれも相続により所有権を取得したもので、斡旋等の希望はありません。

議案書の17ページから18ページをお願いいたします。

報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」です。9月26日から10月25日までに受付した案件は4件です。いずれも双方合意による賃貸借の解約です。

議案書の19ページをお願いいたします。

報告第3号「地目変更登記申請に係る登記官からの照会について」です。2件の照会があり、現地調査を10月9日と23日に実施いたしました。調査の結果、照会番号1については、雑草が繁茂しているものの通常の農耕機械で耕作が可能となる状態であると判断し、「農地」で回答し、照会番号2については、農地への復元が困難な状況であると判断し、「非農地」で回答したものでございます。

報告事項については、以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(なし)

議 長 無ければ、以上で、本定例総会に提出された案件はすべて終了しました。これをもって、閉会といたします。ご苦勞様でした。

令和6年11月5日